

平成27年 第2回

士幌町議会臨時会議案

平成27年5月8日

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて
議案第1号	士幌町町税条例等の一部を改正する条例案
議案第2号	士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第3号	士幌町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例案
議案第4号	損害賠償額の決定及び和解について
議案第5号	損害賠償額の決定及び和解について
議案第6号	監査委員の選任について
議案第7号	損害評価会委員の委嘱について
議案第8号	平成27年度士幌町一般会計補正予算
議案第9号	平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算
議案第10号	平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年5月8日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

士幌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

士幌町町税条例を地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

士幌町長 小林 康雄

士幌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

士幌町町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）、同号イの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）、同号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の改正に伴い、士幌町町税条例の一部改正について専決処分したので、地方自治法第179条第1項の規定により、これを報告し、承認を求めようとするものである。

議案第 1 号

士幌町町税条例等の一部を改正する条例案

士幌町町税条例等の一部を改正する条例

(士幌町町税条例の一部を改正する条例)

第 1 条 士幌町町税条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第31条第 2 項の表第 1 号ホ中「法人税法第 2 条第16号」を「法第292条第 1 項第 4 号の 5」に、「又は同条第17号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第 4 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 2 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第48条第 6 項中「第 2 条第12号の 7 の 3」を「第 2 条第12号の 7」に改める。

第50条第 3 項中「第 2 条第12号の 7 の 2」を「第 2 条第12号の 6 の 7」に改める。

第51条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第57条及び第59条中「第10号の 9」を「第10号の10」に改める。

第71条第 2 項、第89条第 2 項、第90条第 2 項及び第 3 項並びに第139条の 3 第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申告書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12条の3中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「新法附則第18条の3」を「法附則第18条の3」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円

	5,000円	2,500円
--	--------	--------

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（士幌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 士幌町町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中士幌町町税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
----------	--------	--------

	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の土幌町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方

税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

説 明

地方税法の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第 2 号

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例

士幌町介護保険条例（平成 12 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,540 円とする。

附 則

（施行月日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の士幌町介護保険条例の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説 明

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、低所得者の第 1 号保険料軽減強化のため改正するものである。

議案第 3 号

士幌町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例案

士幌町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例

士幌町立特別養護老人ホーム設置条例（平成 12 年条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 15 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 4 号」を「第 15 条の 2 第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 5 号」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 15 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 4 号」を「第 15 条の 2 第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 5 号」に改め、同条第 2 項中「次のとおりとする」を「規則で定める」に、「第 51 条の 2 第 1 項及び第 61 条の 2 第 1 項」を「第 51 条の 3 第 1 項及び第 61 条の 3 第 1 項」に、「第 51 条の 2 第 2 項第 1 号及び法第 61 条の 2 第 2 項第 1 号」を、「第 51 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 61 条の 3 第 2 項第 1 号」に改め、同項の表を削る。

第 5 条第 3 項中「次のとおりとする」を「規則で定める」に、「第 51 条の 2 第 2 項第 2 号及び法第 61 条の 2 第 2 項第 2 号」を「第 51 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 61 条の 3 第 2 項第 2 号」に改め、同項の表を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

説 明

介護保険法の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第 4 号

損害賠償額の決定及び和解について

平成 26 年 12 月 28 日公務遂行中発止した物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解する。

1 損害賠償の額

金 1, 512, 000 円

2 和解の内容

相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、意義の申し立てをしない。

3 和解の相手方

北海道

4 事故の内容

平成 26 年 12 月 28 日、上川郡新得町字上佐幌東 3 線の道道帯広新得線を走行中、スリップにより路外に逸脱し、道路脇に設置された大型案内板の支柱を損傷させたもの。

説 明

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議決を得ようとするものである。

議案第 5 号

損害賠償額の決定及び和解について

平成 27 年 3 月 20 日に発生した物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解する。

1 損害賠償の額

金 68,229 円

2 和解の内容

相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議申し立てをしない。

3 和解の相手方

士幌町字士幌東 1 線 164 番地

士幌鉄工株式会社 代表取締役 曾我 廣

4 事故の内容

平成 27 年 3 月 20 日、士幌町有林内の立木が腐食により倒木して、隣接する士幌町字士幌東 1 線 164 番地 37 に所在する相手方工場の壁面を損傷させたもの。

説 明

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議決を得ようとするものである。

議案第 6 号

監査委員の選任について

次の者を議員のうちから選任する監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 士幌町字士幌東 5 線 1 4 9 番地

氏 名 森 本 真 隆
昭和 4 4 年 4 月 3 日生

説 明

地方自治法 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

議案第 7 号

損害評価会委員の委嘱について

次の者を損害評価会委員に委嘱したいので、士幌町農業共済条例第 162 条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 帯広市東 11 条南 16 丁目 1 番 51

氏 名 堀 内 稔
昭和 30 年 2 月 12 日生

説 明

任期途中に 1 名退任したことに伴い、新たに委員を委嘱したいため、議会の同意を求めるものである。